

## 「愛知県まん延防止等重点措置」におけるイベントの 開催制限に係る「大声なし」、「大声あり」について

以下の表を参考にしてください。

大声なし 〔 大声での歓声・声援等がないことを 前提としうるものの例 〕	大声あり 〔 大声での歓声・声援等が 想定されるものの例 〕
<b>音楽</b>	<b>音楽</b>
クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート等
<b>演劇等</b>	<b>スポーツイベント</b>
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲等
<b>舞踊</b>	<b>公営競技</b>
バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	競馬、競輪、競艇、オートレース
<b>伝統芸能</b>	<b>公演</b>
雅楽、能楽、文楽、人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等	キャラクターショー、親子会公演等
<b>芸能・演芸</b>	<b>ライブハウス・ナイトクラブ</b>
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
<b>公演・式典</b>	※飲食を伴う催物は「大声あり」と同じ取扱い。
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等	
<b>展示会</b>	
各種展示会、商談会、各種ショー	

※飲食を伴う発声のない催物(映画館)は「大声なし」と取扱う。

(注)上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」(令和2年11月12日付け事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)及び「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年6月17日付け事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)を基に作成